

第3章 水道事業の現状と課題

3-1 水需要

1) 過去 10 年間の給水人口及び給水量

(1) 島原市上水道

給水人口は、近年、全国的な少子・高齢化の影響からか、緩やかに減少してきております。平成 22 年度末の給水人口は、34,283 人であり、平成 13 年度の 36,888 人に比べ 2,605 人の減少となりました。

給水量は、給水人口の減少や社会・経済活動の低迷などに伴い、過去 10 年間を通じて緩やかに減少し、平成 22 年度の一最大給水量は 16,353m³/日となりました。

今後も、社会・経済情勢の大きな回復が見込めない中で、少子・高齢化の進行に伴う給水人口の減少や節水型機器（洗濯機や食器洗い乾燥機など）の普及など、大幅な需要増加は見込めず、給水収益の減少が懸念されています。

したがって、独立採算性を原則とする水道事業では、健全な事業経営の確保が課題となっています。

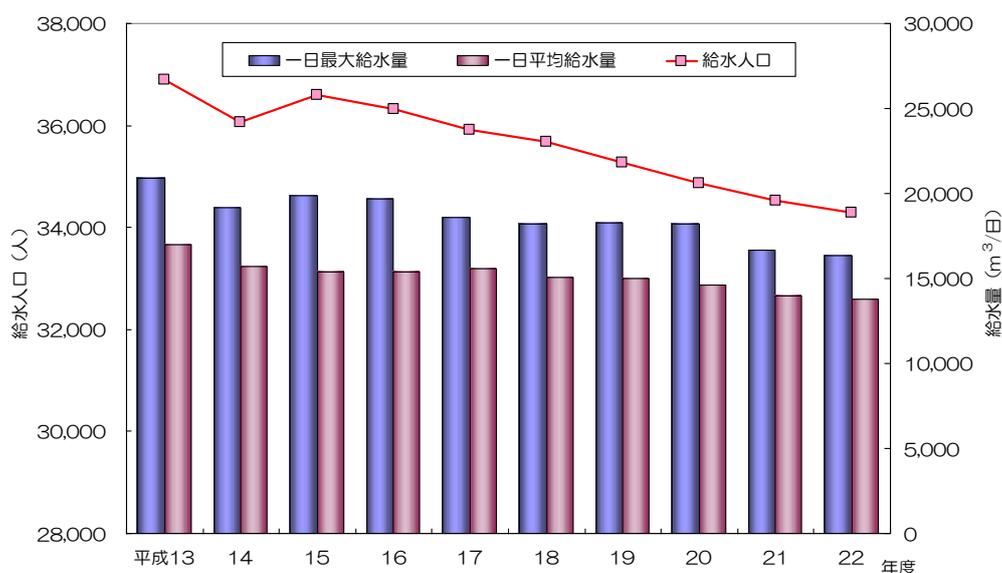


図 3.1 島原市上水道事業の給水人口及び給水量の実績

(2) 島原市簡易水道（中木場、油堀・長貫簡易水道事業）

給水人口は、島原市上水道事業と同様に、近年、緩やかな減少傾向が見られます。平成 22 年度末の給水人口は、2,282 人であり、平成 13 年度の 2,487 人に比べ 205 人の減少となりました。

給水量は、近年、緩やかな増加が見られますが、平成 22 年度を除き、約 1,000～1,100m³/日程度で推移しています。

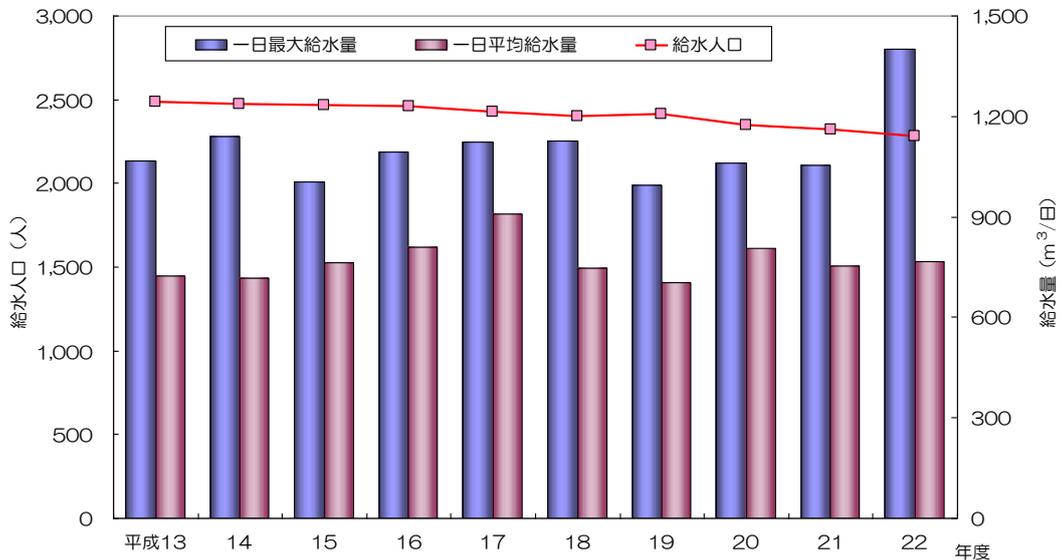


図 3.2 島原市簡易水道の給水人口及び給水量の実績

(3) 島原市有明町簡易水道（川内地区、湯江地区、大三東地区簡易水道事業）

給水人口は、近年、わずかな減少が見られますが、概ね横這いとなっています。平成 22 年度末の給水人口は、10,928 人であり、平成 13 年度の 11,360 人に比べ 378 人の減少となりました。

給水量は、緩やかな増加が見られます。平成 22 年度の給水量は 4,365m³/日であり、平成 13 年度の 3,334m³/日に比べ約 1.3 倍程度となりました。

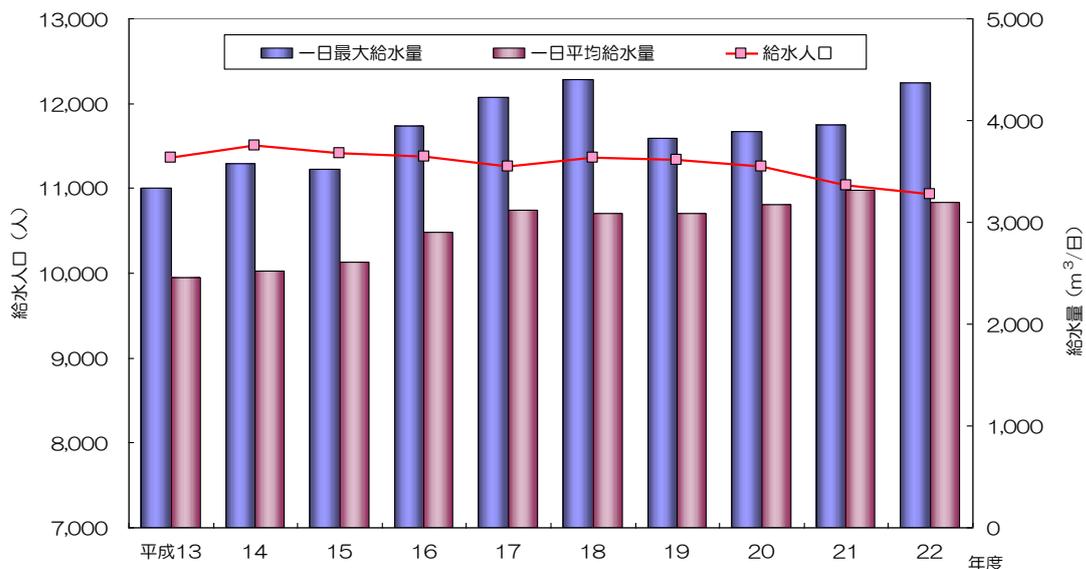


図 3.3 島原市有明町簡易水道の給水人口及び給水量の実績

2) 過去 10 年間の一日平均給水量の内訳

(1) 島原市上水道事業

生活用使用水量は、概ね一定で推移しています。一方、業務・営業用、その他の使用水量は、年々、減少しています。また、無効水量は、老朽化した配水管の布設替に伴い、漏水量などの減少が見られます。

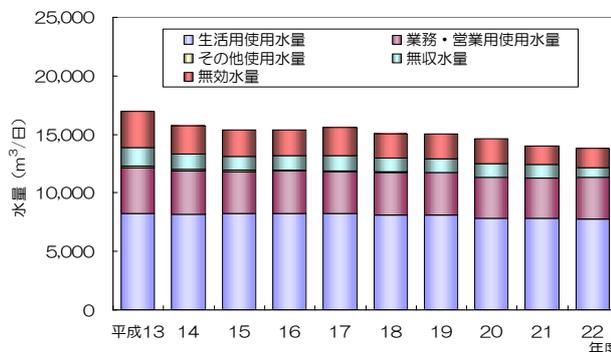


図 3.4 一日平均給水量の内訳 (島原市上水道)

(2) 島原市簡易水道 (中木場、油堀・長貫簡易水道事業)

生活用、業務・営業用使用水量は、概ね一定で推移しています。無効水量は、平成 17 年度と平成 20 年度に一時的な増加が見られます。これは、配水管の漏水事故の影響によるものであり、適切な補修を行い、次年度以降、改善が見られます。

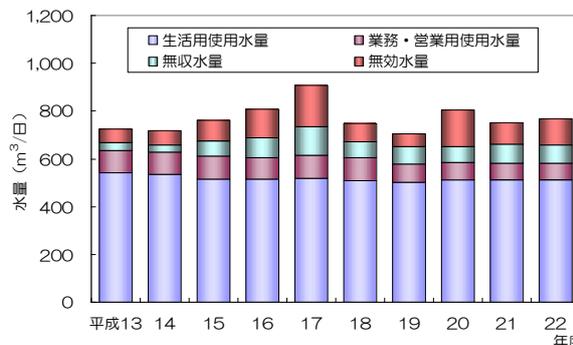


図 3.5 一日平均給水量の内訳 (島原市簡易水道)

(3) 島原市有明町簡易水道 (川内地区、湯江地区、大三東地区簡易水道事業)

生活用使用水量は、年々、増加傾向を示しております。また、無効水量も同様の傾向を示しており、配水管からの漏水量の増加などが原因と考えられます。平成 22 年度は、平成 21 年度に実施した配水管の布設替の効果からか無効水量の減少が見られます。

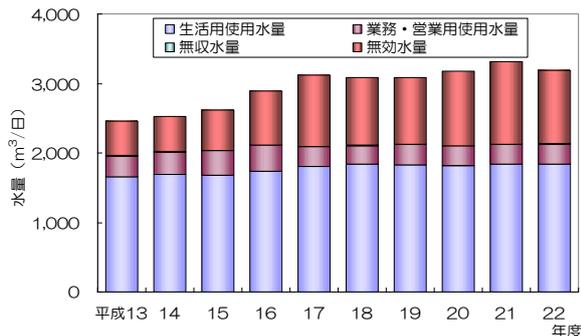


図 3.6 一日平均給水量の内訳 (島原市有明町簡易水道)

【主な課題】

- 給水人口の減少および水利用の変化に伴う給水収益の減少
- 節水型の水使用機器の普及による使用水量の減少
- 漏水量の増加に伴う一日平均給水量の増加

3-2 水道施設

島原市の水道事業の給水区域と主要な水道施設の位置を図 3.7 に示す。



図 3.7 島原市の水道事業の給水区域と主要な水道施設位置のイメージ



二ツ石浄水場（平成 21 年 3 月竣工）



水ノ出口浄水場（平成 22 年 3 月竣工）

1) 水道施設の老朽化

島原市の水道施設の中には、建設後 30 年以上が経過した施設もあり、老朽化に伴う機能の低下が懸念されます。老朽化した水道施設は、限られた財源の中で配水管路の布設替に重点をおいて継続的な更新を行ってきました。しかし、配水池等の構造物や機械・電気設備（計装設備等）の多くは、給水を開始した当時のままであり、今後、効率的かつ計画的に更新していくことが課題となっています。

【主な課題】

○老朽化施設の効率的かつ計画的な更新



安中浄水場（手前が管理棟、奥が PC 配水池）



安中配水池（緊張部）のひび割れ



安中配水池（緊張部）の外観

2) 水源施設

(1) 水源水量

島原市の水源は、地下水（深井戸）を主体としており、表流水に比べ天候や季節に左右されることなく、安定した水量の確保ができます。一方、既存水源の中には、砂の巻き上げや水質の変化などに伴い取水が制限され、他の水源からの融通での対応や水源開発時の揚水試験結果から設定した計画取水量を超過した取水実績もあります。

そこで、各水系や地区に生じている需給バランスの不均衡の解消が課題となっています。

表 3.1 島原市の水源の計画取水量と一日最大取水量実績（平成 22 年度）

区分	水系	水源名	①計画取水量	②1日最大 取水量実績	②/①	参考 平成 18 年度	
島原市 上水道	上の原	上の原水源	9,900 m ³ /日	6,433 m ³ /日	65.0 %	67.5 %	
		森岳第 2 水源	1,900 m ³ /日	613 m ³ /日	32.3 %	46.1 %	
	三 会	三会第 1 水源	1,400 m ³ /日	540 m ³ /日	38.6 %	49.6 %	
		三会第 2 水源	1,400 m ³ /日	1,166 m ³ /日	83.3 %	85.6 %	
		三会第 3 水源	1,400 m ³ /日	1,059 m ³ /日	75.6 %	84.7 %	
	森 岳	森岳第 1 水源	2,000 m ³ /日	1,762 m ³ /日	88.1 %	97.2 %	
		森岳第 3 水源	1,800 m ³ /日	1,781 m ³ /日	98.9 %	123.7 %	
	安 中	安中第 1 水源	2,000 m ³ /日	1,102 m ³ /日	55.1 %	86.1 %	
		安中第 2 水源	(1,700) m ³ /日	1,219 m ³ /日	71.7 %	92.5 %	
	折 橋	折橋第 1 水源	1,000 m ³ /日	900 m ³ /日	90.0 %	67.6 %	
折橋第 2 水源		2,400 m ³ /日	1,667 m ³ /日	69.5 %	71.8 %		
島原市 簡易水道	中木場	中木場第 1 水源	1,000 m ³ /日	— m ³ /日	—	—	
		中木場第 2 水源	(1,000) m ³ /日	1,126 m ³ /日	112.6 %	94.9 %	
	油堀・長貴	油堀水源	72 m ³ /日	226 m ³ /日	313.9 %	309.7 %	
島原市有明町 簡易水道	川内地区	川 内	川内第 1 水源	870 m ³ /日	1,261 m ³ /日	144.9 %	138.5 %
			川内第 2 水源	440 m ³ /日	841 m ³ /日	191.1 %	193.4 %
			二ツ石第 1 水源	600 m ³ /日	194 m ³ /日	32.3 %	—
			二ツ石第 2 水源	(600) m ³ /日	211 m ³ /日	35.2 %	—
			水ノ出口水源	440 m ³ /日	297 m ³ /日	67.5 %	—
	湯江地区	久 原	久原第 1 水源	600 m ³ /日	524 m ³ /日	87.3 %	108.4 %
			久原第 2 水源	(600) m ³ /日	430 m ³ /日	71.7 %	70.4 %
		舞人堂	舞人堂第 1 水源	500 m ³ /日	438 m ³ /日	87.6 %	89.5 %
	舞人堂第 3 水源		400 m ³ /日	389 m ³ /日	97.3 %	104.0 %	
	大三東地区	出 口	出口第 1 水源	740 m ³ /日	338 m ³ /日	45.7 %	63.7 %
			出口第 2 水源	(740) m ³ /日	339 m ³ /日	45.8 %	60.4 %
		松 崎	松崎第 1 水源	700 m ³ /日	351 m ³ /日	50.1 %	32.2 %
松崎第 2 水源			(700) m ³ /日	239 m ³ /日	34.1 %	29.7 %	
計			30,807 m ³ /日	27,020 m ³ /日			

※ () 値は予備水源を示し、計画取水量の合計には含まない。

(2) 水源水質

平成 16 年 4 月、水道水の安全性や信頼性を確保するために、水質基準などが大幅な見直しや強化される水道法の改正が行われました。水質基準は、人の健康の保護や生活上の不都合を生じるおそれの視点から、必要な項目の全てが設定されています。また、水質基準として設定するに至らない水質管理上留意すべき物質も、水質管理目標設定項目として位置づけられました。いずれの指標も、水道により供給される水に適用されるものです。

島原市の原水水質は、地下水（深井戸）を主体としており清浄なことから、これまで原水の大半が、塩素消毒のみの浄水処理で対応可能となっています。

一方、島原市の水系の中には、給水栓では水質基準値を満足しているものの、原水水質が、水質基準値や水質管理目標設定項目を一部上回る原水があります。これらの水源の手当として、水源の転換や浄水処理の高度化が必要であり、水道水に求められる安全性・信頼性を向上していくことが課題となっています。

表 3.2 島原市の水系別の着目すべき原水水質項目

水系名	着目水質項目
上の原	○上の原水源：フッ素及びその化合物
三会	○三会第 1 水源：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、蒸発残留物 ○三会第 2 水源：特になし ○三会第 3 水源：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
森岳	○森岳第 1、第 3 水源：特になし ○森岳第 2 水源：蒸発残留物、pH 値
安中	○安中水源（第 1、第 2）：カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、有機物（TOC の量）、pH 値
折橋	○折橋第 1 水源：特になし ○折橋第 2 水源：蒸発残留物、pH 値
中木場	○中木場第 1 水源：取水休止中（砂巻上げのため） ○中木場第 2 水源：カルシウム、マグネシウム等（硬度）、pH 値
油堀・長貴	特になし
川内	○川内水源（第 1、第 2）：特になし ○二ツ石水源（第 1、第 2）：特になし ○水ノ出口水源（第 1、第 2）：特になし
久原	○久原水源（第 1、第 2）：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
舞人堂	○舞人堂水源（第 1、第 3）：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、蒸発残留物
出口	○出口水源（第 1、第 2）：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、蒸発残留物
松崎	○松崎水源（第 1、第 2）：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、蒸発残留物

【主な課題】

- 新規水源の確保と水需給バランスのとれた水源計画
- 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素濃度が高い水源の代替水源確保
- pH 値が低い水源への対策

3) 浄水施設

島原市の浄水施設は、水源水質が比較的清浄なことから、そのほとんどが塩素消毒のみを行う簡易的な施設となっています。一方、近年、水道水に対する需要者ニーズが多様化・高度化し、水質に対する関心の高まりや安全で信頼できるおいしい水の供給が望まれています。また、施設管理の視点から、給水装置の腐食を引き起こす水質項目の改善により、施設機能を十分に活用することが重要と考えています。

これまで市内の給水栓の水質は、水質基準値を超過することなく、この基準を遵守してきました。今後は、原水水質の変化に追従できる浄水施設の整備とおいしい水の視点から残留塩素濃度などの適正な管理が課題となっています。

【主な課題】

- 給水装置の腐食要因である低 pH への対策
- 残留塩素注入など水質管理の強化

4) 送・配水施設（水供給システム）

①配水池

配水池は、原水を取水し塩素消毒などの浄水処理後、水を貯留するための重要な拠点施設であります。水道水を貯留している配水池は、平常時の給水量の時間的な変動を吸収・調整すること、また、地震などの災害時における緊急給水拠点や不測の事故発生時の断水回避・軽減などの役割があります。一般的に配水池の容量は、その配水池が負担する計画一日最大給水量の12時間（滞留時間12時間）分以上を標準に整備することが望ましいとされています。

島原市の配水池の滞留時間は、上水道および簡易水道全体で11.1時間分程度であり、概ね安定した配水運用が可能と評価できます。しかし、各配水池の滞留時間での評価は、社会情勢や人口動態の変化による需給バランスの悪化から、一部の配水池で容量の過不足が見られ適正な滞留時間を確保できないことが課題となっています。

第3章 水道事業の現状と課題

一方で、島原市は、北側の千々岩断層、南側の深江断層、金浜断層に挟まれた地溝帯の上に位置しており、活動度の大きい活断層も認められています。このような自然条件から地震発生後においても、給水への影響を極力小さくするために、新規（更新）施設の耐震化と既存施設の耐震性能評価に基づく補強が課題となっています。

表 3.3 各配水池の一日最大配水量の実績と滞留時間

水系	配水池名	配水池容量	平成 22 年度実績		平成 18 年度実績		備 考
			一日最大配水量	滞留時間	一日最大配水量	滞留時間	
上の原 森 岳	上の原第 1 配水池	1,800 m ³	3,211m ³ /日	13.5 h	4,154 m ³ /日	10.4 h	
	上の原第 2 配水池	1,000 m ³	3,488 m ³ /日	6.9 h	3,602 m ³ /日	6.7 h	容量不足
	森岳配水池	1,500 m ³	3,493 m ³ /日	10.3 h	3,876 m ³ /日	9.3 h	
	小 計	4,300 m ³	10,192 m ³ /日	10.1 h	11,632 m ³ /日	8.87 h	
三 会	三会配水池	1,500 m ³	2,566 m ³ /日	13.5 h	3,012 m ³ /日	12.0 h	
	江里配水池	120 m ³	－ m ³ /日	－ h	－ m ³ /日	－ h	
安 中	安中配水池	800 m ³	2,138 m ³ /日	9.0 h	2,643 m ³ /日	7.3 h	容量不足
折 橋	折橋第 1 配水池	100 m ³	219 m ³ /日	11.0 h	299 m ³ /日	8.0 h	容量不足
	折橋第 2 配水池	1,000 m ³	848 m ³ /日	28.3 h	786 m ³ /日	30.5 h	容量過大
	折橋第 3 配水池	380 m ³	1,252 m ³ /日	7.3 h	1,263 m ³ /日	7.2 h	容量不足
中木場	中木場高区配水池	330 m ³	1,193 m ³ /日	16.1 h	935 m ³ /日	20.5 h	負担水量を要 確認
	中木場低区配水池	470 m ³					
油 堀	油堀配水池	78 m ³	207 m ³ /日	8.9 h	211 m ³ /日	8.9 h	
川 内	第 1 配水池	377 m ³	1,912m ³ /日	6.4 h	1,813.7 m ³ /日	6.8 h	湯江、大三東への送水を含む
	第 1 増設配水池	134 m ³					
	第 2 配水池	18 m ³	－ m ³ /日	－ h	458.7 m ³ /日	2.6 h	第 1 配水池への送水を含む
	第 2 増設配水池	32 m ³					
	二ツ石配水池	150 m ³	326 m ³ /日	11.0 h	－ m ³ /日	－ h	
	水ノ出口配水池	340 m ³	94 m ³ /日	－ h	－ m ³ /日	－ h	
久 原	久原配水池	270 m ³	891 m ³ /日	7.6 h	858.2 m ³ /日	7.6 h	容量不足
舞人堂	舞人堂配水池	402 m ³	1,152 m ³ /日	8.4 h	891.8 m ³ /日	10.8 h	容量不足
出 口	出口配水池	400 m ³	786 m ³ /日	12.2 h	679.8 m ³ /日	14.1 h	
松 崎	松崎配水池	380 m ³	513 m ³ /日	17.8 h	392.5 m ³ /日	23.2 h	
合計		11,620 m ³					

②管路

管路延長は、島原市上水道が約 160km、島原市簡易水道が約 20km、有明町簡易水道が 130km の計 310km を有しています。

給水開始後 50 年程度が経過している島原市上水道は、段階的な管路更新を行ってきた結果、全延長に占めるダクティル鑄鉄管の比率が 75%程度になっています。また、口径別の延長比率では、配水支管であるφ75～φ150 の合計が全体の 90%程度を占めています。なお、口径がφ200 以上の配水管を配水本管と位置づけています。

島原市簡易水道は、全延長のうち 50%以上が塩化ビニル管であり、約 40%がダクティル鑄鉄管となっています。

島原市有明町簡易水道は、平成 21 年度以降に実施してきた布設替に伴い、全管路延長に対する塩化ビニル管の比率は、平成 18 年度の 94%から 77%に低下したものの、依然として高く、その多くは給水開始当時のままとされています。

このような状況の中、より強度や耐震性能が高いダクティル鑄鉄管や水道配水用ポリエチレン管などに更新していくことを前提に、老朽化した管路の布設替えを長期的な視点から、効率的かつ効果のある合理的な事業計画の推進が課題となっています。



配水管布設替工事

第3章 水道事業の現状と課題

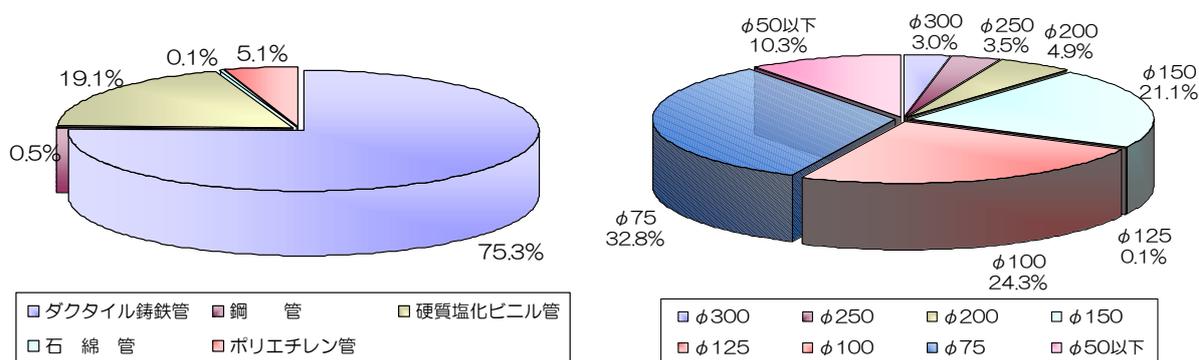


図 3.8 島原市上水道の管種別・口径別延長比率（平成 22 年度）

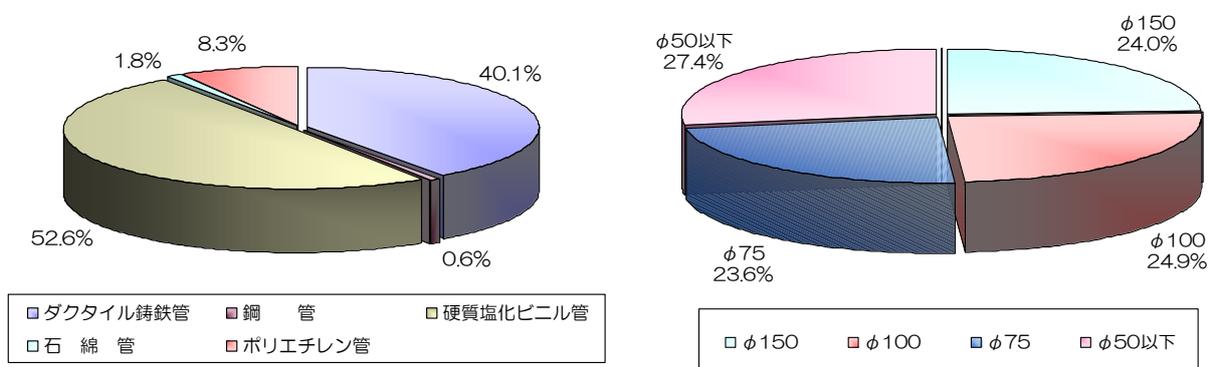


図 3.9 島原市簡易水道の管種別・口径別延長比率（平成 22 年度）

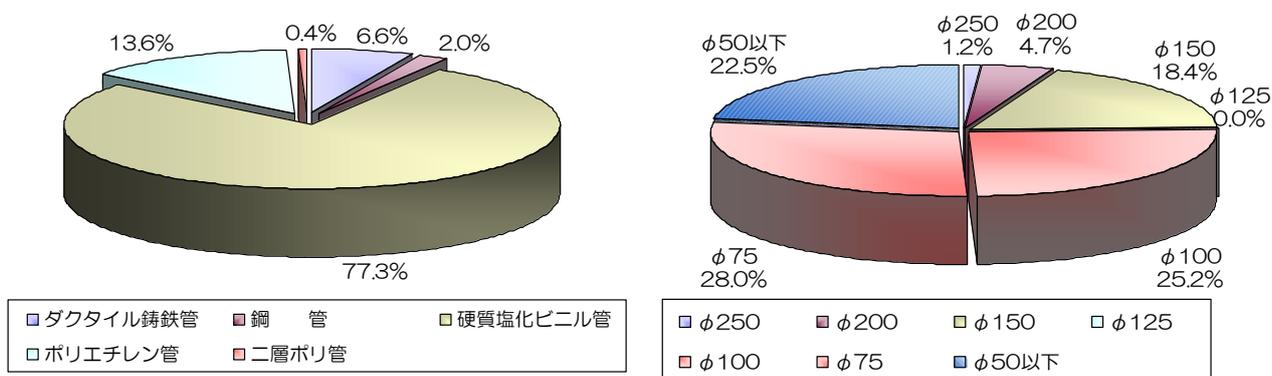


図 3.10 島原市有明町簡易水道の管種別・口径別延長比率（平成 22 年度）

【主な課題】

- 水需給バランスが確保できる送配水施設の適正な容量確保とその配置
- 配水池：老朽化による更新などと合わせた耐震性、機能性の向上
- 管路：老朽管の更新，幹線管路の耐震性の向上

3-3 給水サービス

1) 給水サービス

水道の目的は、清浄にして豊富低廉な水を供給することであり、利用者が必要な時に必要とされる量の良質な水道水を安定して供給することです。

近年は、利用者ニーズが多様化・高度化しており、商品である蛇口から出る水道水を他に選べないことから、このニーズを的確に把握し、その対応を図るサービスの提供が必要となっています。すなわち、ボトル・ウォーターの消費量が、年々増加している背景には、安心・安定した水道水の供給のほか、蛇口から「おいしい水」がいつでも欲しいだけ出てくることが望まれているのかもしれません。

また、水道水は、浄水場などで塩素消毒された水が、配水池から配水管、給水装置や受水槽などを經由し蛇口から出ています。この間の水質の変化や漏水などを防止するためには、水道事業者と利用者が協力していくことが課題となっています。これらの協力には、水道事業者と利用者の所有区分や管理区分の周知徹底と利用者の理解が不可欠であり、給水装置などの適切な維持管理に水道事業者も積極的に関与していきます。

現在、島原市上水道および簡易水道では、敷地境界にある第1止水栓が管理区分点になっており、また、有明町簡易水道では、敷地境界が管理区分点となっています。今後は、図3.11に示す所有区分と管理区分となるよう整備していきます。

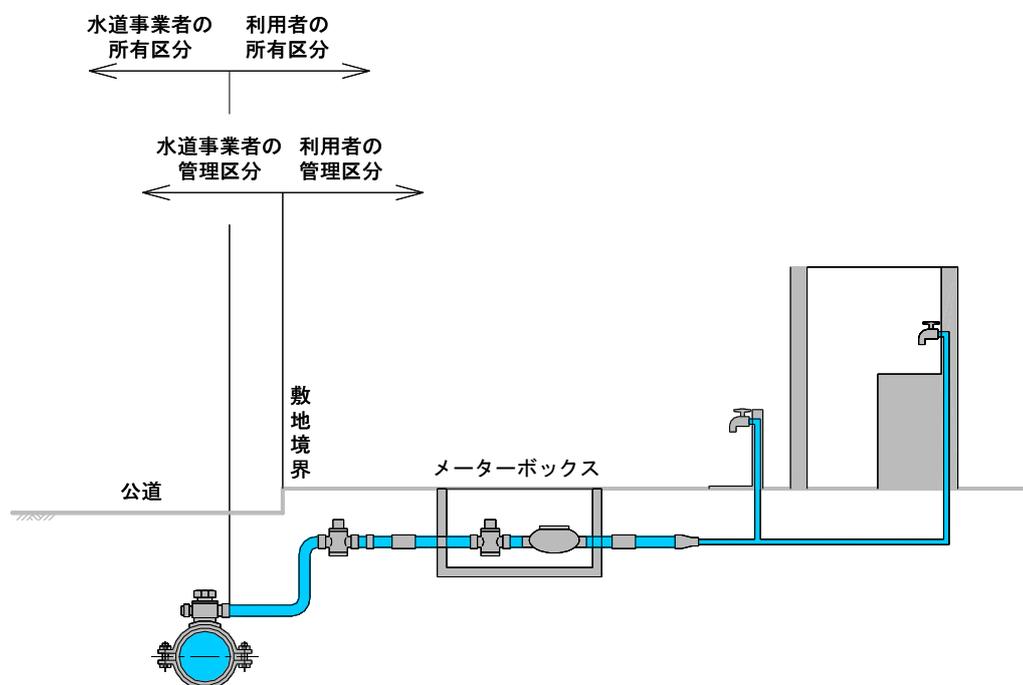


図 3.11 給水装置の所有区分と管理区分のあるべき姿

2) 貯水槽水道への対策強化と直結給水システムの拡大

有効容量が 10m³ を超える規模の貯水槽水道に対し、年 1 回の清掃、水質検査の実施が、従前から水道法で定められていました。平成 14 年 4 月の水道法改正に伴い、貯水槽水道の規模に関わらず、水道事業者と貯水槽水道の設置者の責任が給水条例に明記され、水道事業者が設置者に対し維持管理面の指導、助言、勧告などを行うことが可能となりました。

法改正後に設置された貯水槽水道の設置者および規模は、水道局で把握できていますが、改正前については、全てを把握できていないことが課題となっています。

一方、島原市は、給水区域内の配水管内で所定の水圧を確保できる箇所について、直結給水システムの導入を推進しています。近年、3 階建ての一戸建て住宅も普及しはじめており、直結給水に必要な配水管内の最小動水圧を確保できる区域を拡大するため、配水区域の見直しと配水管網の整備が課題となっております。

【主な課題】

- 給水装置の管理区分の明確化と適正な維持管理
- 貯水槽水道への対策強化
- 直結給水システムの拡大

3-4 危機管理体制

水道は、利用者である住民の生活や社会経済活動を支える重要なライフラインの一つに位置づけられており、災害や不測の事態などによりその機能が失われると甚大な影響を受けます。このため、島原市が受ける災害や不測の事態として考えられる地震、風水害や事故などに対して、施設に被害が生じない事前対応と発生した場合の事後対応をあらかじめ準備しておくこと、また、その運用が課題となっています。

1) 事件、事故などの対策

水道施設が水源などへの毒物投入などのテロ行為を受けた場合、国民の生命や健康の安全を脅かす事態になります。また、水道施設がその機能を失った場合、水道事業者は、緊急措置、応急給水、応急復旧などを、計画的かつ効率的に実施することが重要です。

水道局では、不測の事故などに備え、危機管理マニュアル（管路事故対策など）を作成しているものの、水道施設の監視体制の強化が課題となっています。

2) 地震対策

地震対策は、平成7年に発生した兵庫県南部地震以降、水道施設の耐震化について注目されるようになり、平成9年には、水道施設の重要度に応じ想定される地震動レベルを設定し、新たに建設する水道施設が備えるべき耐震性能が明確化されました。また、平成16年度に厚生労働省が策定した「水道ビジョン」にも「浄水場や配水池などの基幹的施設の耐震化率を100%にする」という目標が掲げられています。

島原市の地震対策は、ハード面とソフト面の整備が課題となっています。ハード面では、水道施設の耐震化などによる被害の抑制と配水ブロック間融通などのバックアップ機能の強化による給水への影響の最小化に向けた施設整備が課題となっています。ソフト面では、地震発生直後の正確で迅速な情報収集と連絡体制の確立が重要です。地震災害の復旧時は、他の機関（警察や消防や他の水道事業など）との連携を図り、応急給水の実施や効率的な復旧に必要な人員や資機材の確保について明記した危機管理マニュアル（地震対策編）を整備しています。

【主な課題】

- 事件、事故に対する水道施設の監視体制の強化
- 水道施設の耐震性能とバックアップ機能の強化

3-5 水道料金体系

水道料金は、水道事業者が行う給水サービスに対する代価であり、公共性が高い事業特性から、水道利用者の負担の公平性が望まれています。また、公営企業である水道事業は、水道利用者から水道料金として得られた収益にて経営しており、将来にわたって事業の健全性を確保するために必要な水道料金の設定が重要となります。

島原市の水道料金体系は、合併以前の旧市町別のままであり、合併協議会で料金を統一する方針が決定されていました。この統一料金の設定は、少子・高齢化や核家族化などの需要構造の変化などから、負担の公平性、基本水量制のあり方、逡増料金体系などを見直し、給水サービスの向上と健全な事業経営を両立することが課題となっています。

表 3.4 旧島原市の用途別料金体系表（税込）／平成 22 年 9 月 1 日施行

種別	用途別	基本料金 (1世帯又は1箇所1ヶ月につき)		超過料金	
		単位	料金(円)	水量	料金(円)
専用 装置 給水	一般家庭用	4m ³ まで	540	—	—
		4m ³ を越え 8m ³ まで	760	1m ³ につき	100
	業務用	10m ³ まで	980	1m ³ につき	105
水共用 装置 給水	共用せん	4m ³ まで	460	—	—
		4m ³ を越え 8m ³ まで	600	1m ³ につき	100
船舶給水せん		1m ³ あたり	105	—	—

表 3.5 旧有明町の用途別料金体系表（税込）／平成 9 年 4 月 1 日施行

種別	用途別	基本料金 (1ヶ月につき)		超過料金	
		単位	料金(円)	水量	料金(円)
専用 装置 給水	一般家庭用	10m ³ まで	1,050	1m ³ につき	105
	営業用	10m ³ まで	1,050	1m ³ につき	105
	学校用	50m ³ まで	4,725	1m ³ につき	94
共用		10m ³ まで	1,050	1m ³ につき	105

※水道料金の合計金額に5円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数を生じたときはこれを切り上げる。

【主な課題】

○適正な統一水道料金の設定

3-6 事業経営

地方公営企業法の適用を受ける水道事業（簡易水道事業は除く）は、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進することを経営の基本原則としています。事業経営にかかる経費は、原則として企業経営に伴う収入をもって充当するものとされています。つまり、水道事業は、原則として独立採算で運営されており、給水サービスの代価である水道料金収入などを財源に、取水から給水までにかかる費用や施設整備にかかる費用を賄っています。

島原市の水道事業は、島原市上水道事業が地方公営企業の適用を受け経営しています。一方、地方財政法の適用を受ける島原市有明町簡易水道事業も、独立採算が原則となっていますが、建設改良、高料金対策、未普及地域解消などに要する経費は、一般会計からの繰入金により賄われています。

これからの水道事業経営は、利用者のニーズに見合う施設整備や老朽化施設の更新などに必要な財源確保、事業統合による運営基盤の強化および効率的な経営が課題となっています。また、特別会計で事業を運営している島原市有明町簡易水道事業も、国が進める行政改革の流れから資産調査を実施し、地方公営企業法の適用に向けたための移行準備が課題となっています。

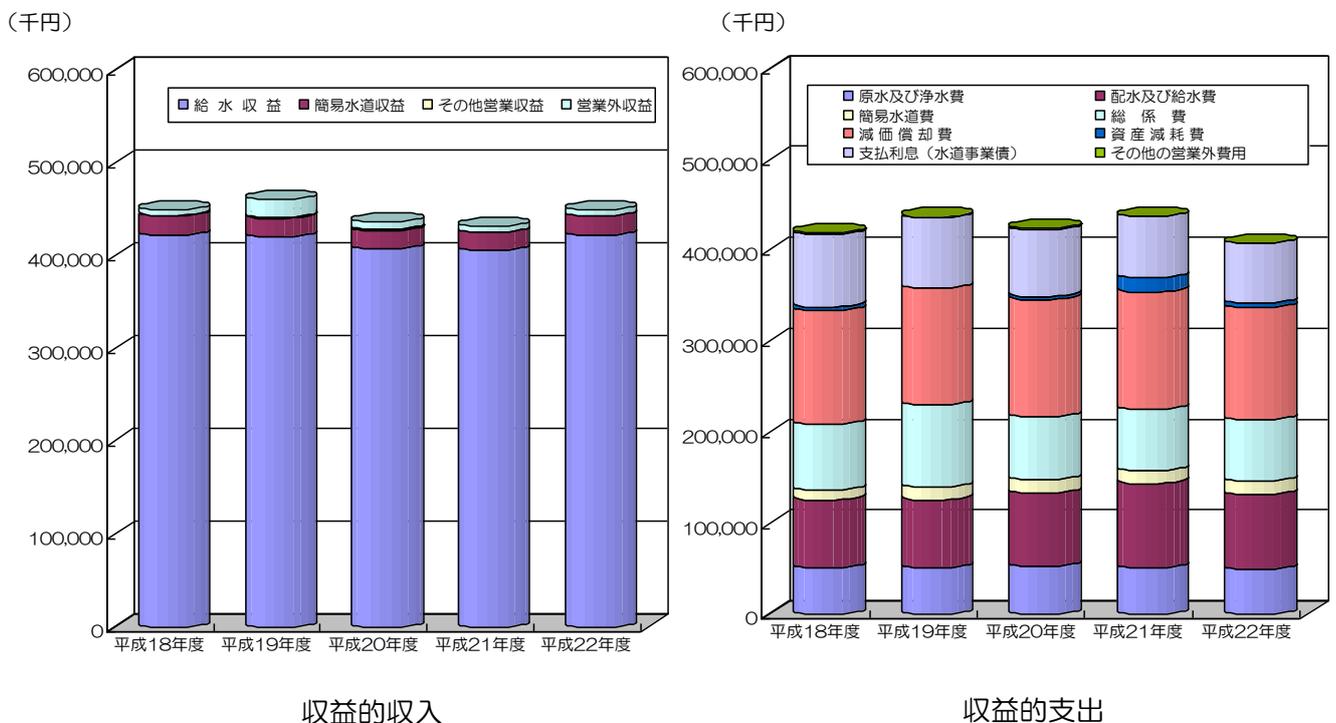


図 3.12 島原市水道事業 収益的収入と収益的支出の内訳 (平成 18～22 年度決算)

第3章 水道事業の現状と課題

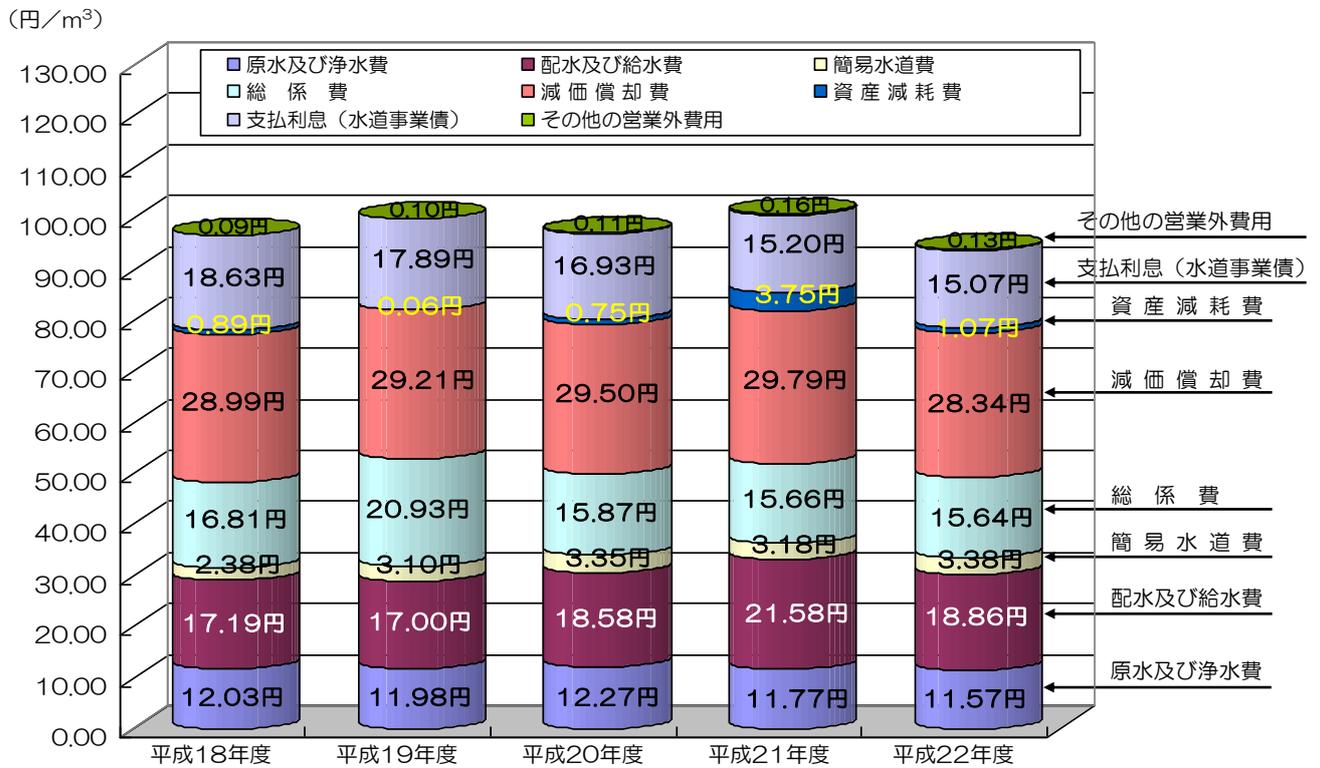


図 3.13 島原市水道事業 過去5年間の給水原価の内訳 (平成18～22年度決算)

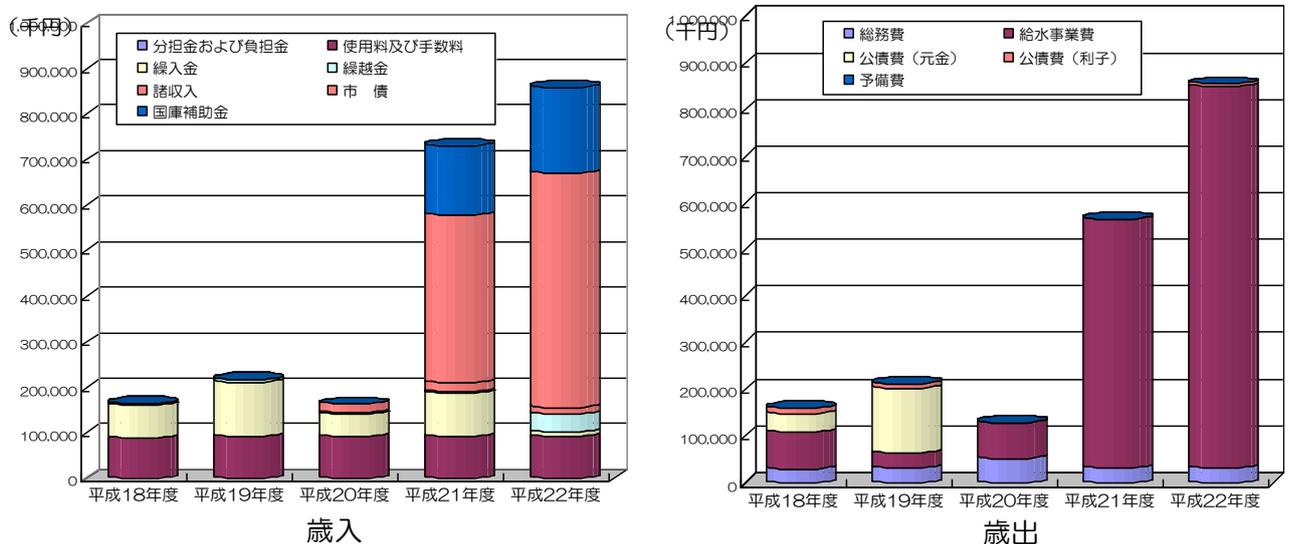


図 3.14 島原市有明町簡易水道事業 歳入と歳出の内訳 (平成18～22年度決算)

【主な課題】

- 施設整備や老朽化施設の更新などに必要な財源確保
- 事業統合による運営基盤の強化と効率的な経営